

総合リサイクルセンター管理運営方法について（これまでの経過）

1. 福祉工場制度の導入

資源選別施設の手選別作業は、空缶リサイクルセンターで実証しているとおり、知的障害者に適した作業のひとつである。知的障害者の就労機会の拡大を通じて、社会参加を促進するため、総合リサイクルセンターの手選別要員には、知的障害者を配置することとした。

知的障害者を配置するためには、その処遇に配慮し、継続安定的に就労できる支援体制を確保するとともに、現在、空き缶リサイクルセンターで作業する知的障害者の雇用継続を確保する必要がある。

（1）民間委託

委託経費の大半が人件費であり、総員の約4分の3が知的障害者である。

このため、民間事業者に障害者雇用を条件として委託した場合、受託業者が利益追求を図るため、知的障害者の①雇用が不安定になる、②給与等が削減される、③継続安定的に就労できる支援体制（指導員の配置など）がない、など、その処遇が不安定になることや過酷な勤務条件を強いられる恐れがある。また、知的障害者約30人を指導監督する経験や実績をもつ廃棄物処理業者がないといった課題があった。

（2）福祉工場

他都市の選別施設の手選別要員もほとんどが健常者であるが、知的障害者を配置している都市（京都市、北九州市）では、厚生労働省の福祉工場制度を導入していた。

福祉工場方式では、知的障害者が継続安定的に就労できる環境を整備するため、①指導員、看護師、栄養士、医師の人的配置、②休憩室、相談室、静養室、医務室などの整備、が制度的に保障され、これに伴う③継続的な財政支援が保障されている。

民間委託方式と福祉工場方式を総合的に比較検討した結果、福祉工場制度を導入することとした。

（福祉工場制度と障害者雇用促進策との比較）	別紙1のとおり
（京都市と北九州市の運営体制）	別紙2のとおり
（福祉工場制度の要件）	別紙3のとおり

2. 福祉工場の委託先の選定

（1）（株）いくせいでの検討

①神戸市内の知的障害者の就労派遣や空き缶リサイクルセンター手選別要員が（株）いくせいが行われていること、②その経営実績等などから、国に（株）いくせいを福祉工場の運営主体として認めてもらうよう協議した。

（株）いくせいの設立の経緯や神戸市における知的障害者の就労促進の役割を説明したが、福祉工場の運営主体は、原則、社会福祉法人であり株式会社では認められないとの回答があった。

(2) 育成会の選考

このため、市内の知的障害者援護施設を経営する社会福祉法人等の中から委託先を検討した。

この際、①障害者雇用に理解と経験のない民間業者による社会福祉法人の新設や既存の社会福祉法人との事業協力などにより知的障害者の処遇が不安定になることを防ぐ、②空き缶リサイクルセンターの知的障害者の継続雇用、③地域支援体制の有無、④(株)いくせいや(社福)新緑福社会などの経営実績、⑤他の福祉団体の関係などを総合的に判断し、(社団)神戸市手をつなぐ育成会が最も相応しいと判断した。

(社団)育成会が福祉工場の運営主体として認められるか国と協議した結果、①知的障害者の親の会であること、②北九州市でも手をつなぐ育成会を福祉工場の運営主体として認めていること、等により、社団法人でも例外として、福祉工場として認めるという内諾を得た。

この結果、15年8月に(社団)育成会を総合リサイクルセンターの管理運営の委託先として選考した。

福祉工場制度と障害者雇用促進制度の比較

	福祉工場制度	障害者雇用促進制度
根拠法令等	知的障害者福祉工場設置運営要綱	障害者の雇用の促進等に関する法律
主 体	原則 社会福祉法人	一般民間の事業主
制度概要		① 身体障害者又は知的障害者の雇用義務 障害者雇用率制度 1.8% ② 障害者雇用納付金の徴収（障害者雇用率未達成事業主）
(3)人的配置	①施設長、②事務員、③指導員、④看護師、⑤栄養士、⑥医師が必置。 ただし、配置人数は雇用する知的障害者の応じて異なる。	① 障害者雇用推進者（資格不要） ② 障害者職業生活相談員（資格不要）
(4)設備的配慮	更衣室、シャワー室、休憩室、食堂、相談室、静養室、医務室の必置	特になし
(5)主な財政支援	（知的障害者 30 人雇用の場合） 国庫補助金（補助率 1 / 2） 16,749 千円 / 年	（知的障害者 30 人雇用の場合） ① 障害者雇用調整金・報奨金の支給 6,048 千円 / 年 ② 特定求職者雇用開発助成金 支給期間 1 年、助成率 1 / 3 約 20,000 千円 / 年 ③ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金・重度障害者介助 支給期間 10 年 支給限度額 1～3 年 対象障害者 1 人につき月 3 万円 （全員重度とすれば 10,800 千円 / 年） 4～10 年 対象障害者 1 人につき月 1 万円 （全員重度とすれば 3,600 千円 / 年）
最低賃金保障	最低賃金法の適用	最低賃金法の適用
勤務条件	労働基準法の適用	労働基準法の適用
募集	ハローワークを通じて公募	助成金を受ける場合ハローワークを通じて公募
市の指導監督	①委託者として、指導監督（業務履行） ②法人監査、施設監査を通じて、知的障害者の処遇、事業の経営内容等を指導監督できる。	①委託者として、指導監督（業務履行）

京都市、北九州市での福祉工場の運営方式

1. 京都市

(1) 運営主体：社会福祉法人 京都国際社会福祉協力会

(2) 沿革

昭和 62 年 通所型授産施設として京都市が「京都市横大路学園」(処理能力 15 t/日)設置し、京都国際社会福祉協力会に運営委託(随契)。

平成 11 年 福祉工場として京都市が「南部資源リサイクルセンター」(処理能力 60 t/日)を設置し、京都国際社会福祉協力会に運営委託(随契)。

(3) 職員体制

- ・ 施設長は市職OB。運転作業員は市従OBと民間OB。
ただし、具体的な運転作業員の人選は施設長が行っている。

(4) 契約内容

福祉工場に関する国庫補助金は保健福祉局から補助。
国庫補助金相当額を除いた人件費等の運営経費を委託。(有価物の売却は市の収入)

2. 北九州市

(1) 運営主体：社会福祉法人 北九州手をつなぐ育成会

(2) 沿革

平成 5 年 北九州市が「日明かんびん資源化センター」(処理能力 52 t/日)を整備し、北九州手をつなぐ育成会に運営委託(随契)

平成 9 年 北九州市が「本城かんびん資源化センター」(処理能力 63 t/日)を整備し、北九州手をつなぐ育成会に運営委託(随契)

(3) 職員体制

- 施設長は市職OB。運転・作業員は市従OB。
ただし、運転作業員の人選は市が行っている。

(4) 契約内容

福祉工場に関する国庫補助金は保健福祉局から補助。
国庫補助金相当額を除いた人件費等の運営経費を委託。(有価物の売却は市の収入)

福祉工場制度の要件

(1) 経営主体

原則として知的障害者援護施設の経営実績を有する社会福祉法人

※株式会社では認められない。

(2) 従業員

15歳以上の知的障害者（定員は20人以上）

(3) 職員（知的障害者の人数に応じて）

施設長、事務員、指導員、栄養士、看護師、医師の配置

(4) 設備

作業場、更衣室、シャワー室、休憩室、食堂、相談室、静養室、医務室の整備

(5) 設置・経営

厚生労働大臣の承認

総合リサイクルセンター管理運営方法の見直し（案）について

1. 管理運営方式の見直し

別添のとおり

①民間活力の導入、②知的障害者の継続安定的に就労できる環境の確保、③既に（社団）育成会で知的障害者の募集事務を行っていること等を考慮し、施設管理及びプラント運転は、公募により民間事業者へ委託し、手選別は、（社団）育成会へ委託する分割方式とする。

なお、厚生労働省に対し、分割方式で手選別部分だけで福祉工場として認められるように協議する。

（課題）

- ・ 厚生労働省との関係
- ・ 公募条件及び方法
- ・ 稼働時期の遅延

2. リサイクルプラザ

リサイクルプラザは、地球温暖化防止とごみの減量資源化に関する情報発信と市民の意識高揚を図るため、全市的な環境教育の拠点施設として、総合リサイクルセンターの付属施設として整備している。

その管理運営方法については、施設管理は工場棟と一体的な管理が効率的であるため、工場棟の受託業者に委託し、来場者への対応や講座開催などの運営については、①廃棄物処理だけでなく環境問題全般に対する専門性が求められること、②市民が参画できるしくみ確保すること、などの点を勘案し、環境NPO等に委託する。

3. 有価物の処分方法

選別後の有価物（アルミ缶・スチール缶）の処分方法については、

- ①売却は受託者が行うものとし、運転管理に必要な経費から売却益相当額を相殺して委託する方法
- ② 売却は市が経理入札で行い市の収入とし、運転管理に必要な経費を委託する方法がある

有価物の収集量、構成比、価格変動のリスクがあるが、民間活力の導入を図り効率的な処分を行うため、有価物の処分・収入は受託業者が行うものとする。

なお、売却益は選別精度によるところが大きいため、プラント受託業者と育成会とのトラブルが予想される。このため、市と受託業者と育成会による協議機関を設置し、円滑な運営に努める。

総合リサイクルセンター管理運營業務の委託先公募スケジュール(案)

総合リサイクルセンター	(参考) 15年度缶・びん・ペット処理委託 (布施畑、家庭系)
<p>1/上 基本方針の確定 募集条件の決定 ・処分業の許可の有無 ・単価契約 or 年間契約 ・有価物の処分</p> <p>1/上 市従支部 協議 育成会 協議</p> <p>1/19 市従支部 予算定数団交</p> <p>1/下 16年度予算市長査定</p> <p>2/中 (16年度予算議長内示後) 募集案内、事業者案内発送</p> <p>2/26 (木) 育成会総会</p> <p>2/下 募集締切 資格審査(欠格条項)</p> <p>3/上 予特委終了後</p> <p>3/下 事業者選考委員会 委託審査会 業者決定、内定通知発送 契約決裁起案</p> <p>4/1 (木) 契約締結 人員の確保等準備</p> <p>5/上 業務開始</p>	<p>1/15 (水) 募集案内、事業者案内発送</p> <p>1/24 (金) 募集案内締切 施設調査(資格審査)</p> <p>1/30 (木) 資格審査結果通知発送</p> <p>2/13 (木) 見積もり合せ参加通知</p> <p>2/19 (水) 見積もり合せ提出期限</p> <p>2/20 (木) 事業者選考委員会 委託審査会 業者決定 契約決裁起案</p> <p>2/25 (火) 設置許可申請</p> <p>3/31 (月) 設置許可</p> <p>4/1 (火) 契約締結・業務開始</p>
<p>施設設置の許可、処分業の許可とも不要</p>	<p>施設設置の許可が必要、処分業の許可は不要</p>

約1ヶ月

約1ヶ月

約1ヶ月

総合リサイクルセンターの運営方法の見直しとその問題点

	方法	問題点	評価				備考
			国	市会	育成会	支部	
福祉工場方式	1 (当初案どおり) ・福祉工場として育成会に工場棟全体の管理運営を委託する。	① 「民営化、民間委託など積極的に民間活力の導入を行う」という行政経営方針に反するという批判。 ② 16年度予算を否決される可能性がある。	○	×	○	○	
	2 ・福祉工場として育成会に工場棟全体の管理運営業務を委託する。 ・プラント運転管理業務について、育成会が民間業者に再委託する。	① 国の見解では、再委託は望ましくないといっている。 (再委託の確認を再度行えば、運営能力について疑念をもたれ、補助が採択されない恐れがある。) ② 育成会が民間業者を事実上管理監督できない。 (民間業者の言いなりになってしまう。)	△	×	△	×	
	3 ・工場棟全体を福祉工場部分(手選別室と福祉工場に必要な諸室)とプラント部分に機能上分割する。 ・福祉工場部分は育成会に委託し、プラント部分は公募により民間業者に委託する。	① これまで国に対し、工場棟全体が福祉工場と説明している。 ② 福祉工場に必要な諸室(更衣室、静養室、医務室、調理室等)が手選別作業室と一体的になっていないため、工場棟の一部を福祉工場として、認めてもらうことは難しい。	△	△	○	×	
民間委託方式	4 ・プラントの運転管理を公募により、民間企業に委託する。 ・手選別作業については、市が育成会に委託する。 (福祉工場と同じ処遇条件で)	① 国に対し、例外的に、社団法人でも福祉工場として認めてもらったにもかかわらず、福祉工場を断念することになり、国の信頼を失う。 ② 福祉工場の国庫補助金(毎年約1600万円)受けれず、市の負担が増える。⇒他の助成制度採択の検討 ③ 複合産業団地進出企業に有価物を売却することが難しくなる。	×	△	○	×	
	5 ・工場棟全体の管理運営を公募により、民間業者に委託する。 ・ただし、「手選別要員については神戸市が指定する団体の知的障害者を配置すること」を公募条件とする。	①～③は同じ ④ 育成会の内定者、空き缶RCの知的障害者と民間業者との関係(再委託or民間業者による再雇用) ⑤ 育成会(障害者の親)にとって、福祉工場と同程度の処遇(給料、作業内容、支援体制など)が確保されないという不安が強い。 ⑥ なぜ「神戸市の指定する団体」なのかとう説明責任	×	△	×	×	
	6 ・工場棟全体の管理運営を公募により、民間業者に委託する。 ・ただし、「手選別要員については、知的障害者を配置すること」を公募条件とする。	①～③は同じ ④ 育成会の内定者、空き缶RCの知的障害者の雇用 ⑤ 知的障害者の処遇が不安定になる。 ⑥ 育成会との信頼関係	×	○	×	×	

※ 3, 4, 5, 6のいずれかの方法を採用した場合、公募方法(公募条件、有価物の処分方法、見積合せの方法など)や稼働時期遅延等の問題がある。

※ 3, 4の方法を採用した場合、選別精度の確保など適正処理責任が不明確になり、売却益の減少や本庁の調整業務(受託業者、育成会、市との協議機関など)が必要となる。

2. 総合リサイクルセンター（仮称）の稼働（写真添付） 主要施策 47P

(1) 趣旨

4分別収集の実施にあわせて、「資源」区分として全市内からごみ袋収集された空き缶・空きびん・ペットボトルを、選別・圧縮処理する施設として建設しており、16年度より稼働する。

この施設には、地球温暖化防止とごみの減量・資源化に関する情報発信など市民の意識啓発を図るため、環境教育施設（リサイクルプラザ）を併設している。

選別・圧縮施設の運営は、民間事業者に委託するとともに、手選別部門については、知的障害者を雇用する。

リサイクルプラザの運営は、環境教育活動に取り組む団体（NPO等）に委託する。

(2) 概要

ア. 建設地

神戸市西区見津が丘1丁目（神戸複合産業団地内） 面積約 1.4ha

イ. 選別・圧縮施設

- ・処理能力 90 t / 日
- ・処理内容 アルミ缶・スチール缶・無色びん・茶色びん・その他色びん・ペットボトルを自動選別（一部手選別）・圧縮処理する。
- ・建物規模
 - （工場棟）鉄骨造6階建て（延床面積 14,132 m²）
 - （計量棟）鉄筋コンクリート造平屋建て（延床面積 37 m²）

ウ. 環境教育施設（リサイクルプラザ）

- ・内容
 - （1階）体験型展示、修理した大型家具・自転車の展示提供
 - （2階）体験型展示、ミニ映像シアター
 - （3階）研修室（150人収容）
 - （屋外）ピオトープ（市民ボランティアを募って整備）
- ・建物規模
 - （プラザ棟）鉄筋コンクリート造3階建て（延床面積 1,282 m²）

(3) 開所予定 平成16年5月予定

(4) 事業費

総合リサイクルセンター及びリサイクルプラザ管理運営費等 182,047千円

[参考] 建設事業費：約66億円

(用地費：約20億円、建設工事費他：約46億円)

担当：環境局施設課施設係

内線 3542

直通 322-5343

環境局減量リサイクル推進課企画推進係 内線 3521

直通 322-5299